資料１

（１）和光市市民参加条例について

市民参加条例とは・・

・平成１６年１月に施行された条例。

・当時は全国的にも先進的な条例として注目を集めた。

・条文も特徴的。「です・ます調」で記載。

和光市市民参加条例における「市民参加」とは…

「市民が市政に関して
意見を述べ、
提案することにより
市政を推進すること」

©和光市

和光市市民参加推進会議とは…

（市民参加条例第16条）

☞市民参加を適正に推進し、市民参加をより一層推進するため設置。

☞推進会議は、附属機関として設置。

和光市市民参加推進会議とは…

- 推進会議では、次に掲げる事項について市長の諮問に応じ、又は市長に意見を述べるために審議する

⑴この条例の運用状況に関する事項

⑵この条例の見直しに関する事項

⑶前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する基本的な事項

和光市市民参加推進会議とは…

- 市長の諮問に応じ、会議内容をまとめ、答申書という形で提出する。

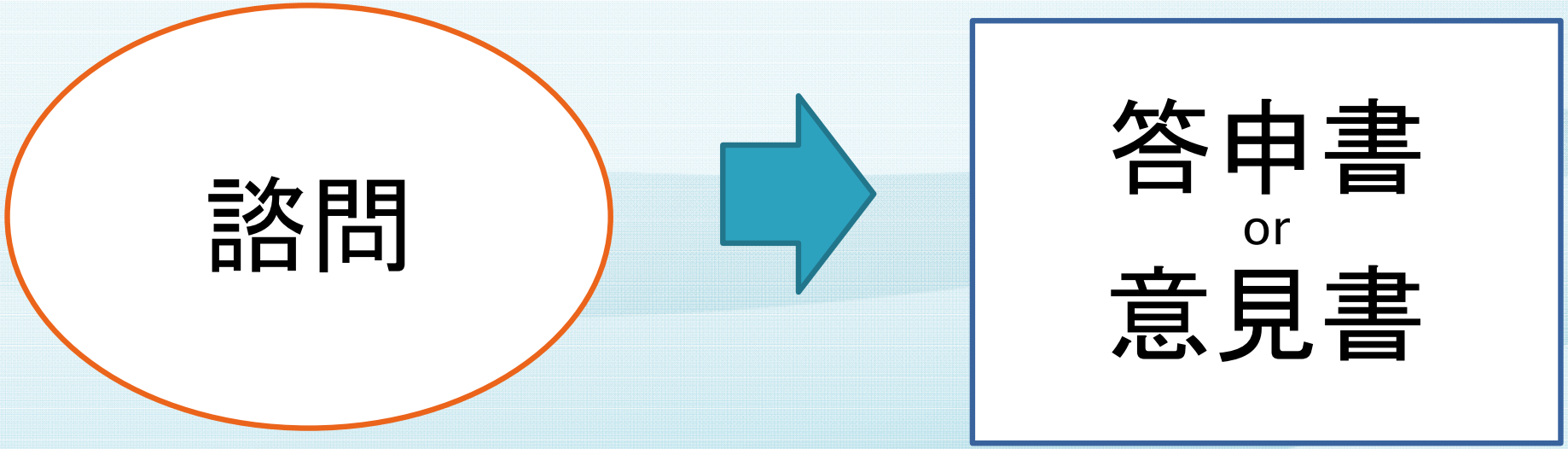

第9期の答申書（一部抜粋）

- 市民にとって関心がありそうなテーマでも参加人数が少ないものは、工夫の余地がある。
- コロナ禍でオンラインという新しいツールの活用が始まった一方、対面での意義も感じるため、双方組み合わせて行っていくべき。
- 条例に基づく市民参加のうち、活用されていない方法がある。
- デジタルデバイドを活用した市民参加の促進。
- 市民参加へのハードルを下げる取り組みがもっと必要。
- コロナ禍での新たな手法の導入が引き続き期待される。

市民参加条例の遵守状況プロセス

各課による
市民参加手続の
立案
（4月～5月）

政策課による
手続遵守状況の
チェック
（5月～6月）

市民参加推進会議による
概括的確認
意見・アイディア出し
（8月）

市民参加推進会議からの
意見・アイディアを踏まえて、
各課の創意工夫で手続検討

第10期和光市市民参加推進会議

- 行政の各部局が市民参加手続にあたっての気づきを与える。
- コロナ禍において新たな市民参加の在り方が試行されていく中で、現状にあった市民参加について考える。

スケジュール（予定）

令和4年度	令和5年度
◆ 和光市における市民参加についての説明 ◆ 令和4年度市民参加実施予定および令和3年度実施結果について報告 ■ 職員研修	◆ 令和5年度市民参加実施予定および令和4年度実施結果について報告 ◆市民参加条例の見直しに向けての検討 ■ 職員研修

報告書の提出

答申書の提出

実際に市民参加条例を見てみましょう

市民参加の対象事項は？

和光市市民参加条例
第６条第１項に記載。

第1号 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更

和光市の長期的な基本的方向性を示しているものであり、市民、市の機関及び市の議会が市の将来に対する共通の目標や認識を持ち、これらの計画に基づいた施策や事業を進めていくためには、市民の理解と協力がなければ成り立たないものであることから、市民参加を行う。

例）総合振興計画、環境基本計画、
都市マスタープラン等

第2号 市の基本方針を定める条例や市民の義務や権利に関する条例の制定や改廃

これからの和光市の基本的な考え方を示しているものであり、市民、市の期間及び市の議会が共通の目的や認識を持ち、当該条例に基づいた姿勢を展開していくためには市民の理解と協力が無ければ成り立たないものであるから市民参加を行う。

例）市民参加条例、環境基本条例、
自転車等の放置防止に関する条例など

第3号 規則で定める大規模な市の施設の設置に係る計画等の策定又は変更

大規模な市の施設の設置に当たっては、限られた財源を有効に活用し、市民のニーズに応じた利用しやすい施設としていくことがより一層求められることから、市民参加を行う。

例）学校、公園、公民館、保育園、
児童センター等の施設の新設、改修など

第4号 市民生活に大きな影響がある制度の導入や改廃

市民のニーズを的確に把握する必要があるとともに、市民に労力や負担を求めることになるものであり、市民の理解と協力がなければ成り立たないので、市民参加を行う。

例）情報公開制度、個人情報保護制度、
小学校及び中学校の通学区域制度、
ごみの分別収集制度など

市民参加の手法

条例上は、５手法が明示されている

条例上明示されている手法以外も積極的に活用する

①市民政策提案手続（第9条）

市民が具体的な政策等を提案。
その提案に対し、
市は意思決定・概要・考え等を公表する手法。

②パブリック・コメント手続（第10条）

市の機関が政策の内容等を公表して、広く市民から意見提出を求める。

提出された意見に対して、市の機関は考え方を公表する手法。

パブリック・コメント実施時の注意

・実施期間は原則20日以上。
（市民参加条例第10条第2項）

・説明会の実施

・HP、広報わこうに掲載（公表事項、公表方法、説明会実施日時等）。

意見募集とパブリック・コメントの違い

	意見募集	パブリック・コメント
実施時期	検討の初期段階	最終確認段階
実施目的	市の機関が示したものに対して、今後の参考にするために意見を聞く。	市の機関が政策等の素案を示し、提出意見に対して市の考え方を公表する。
結果の公表	不要	必要

③公聴会手続（第１１条）

政策等に対して広く市民の意見を聴くため、
市の機関が行う会合を開催する手法。

④審議会等手続（第12条）

政策等の案等を審議するため、地方自治法第138条の4第3項に規定する付属機関及びこれに類するもので、その構成の全部又は一部に市民が含まれ、市の機関が諮問等をして意見を求める手法。

⑤その他

- アンケート調査
- 説明会
- ワークショップ

ワークショップ

参加者同士で話し合いをしたり、作業をしたりする手法。

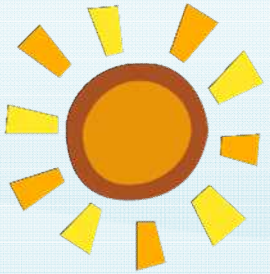

１人で考えるよりも、みんなで考える方がいいアイデアが生まれる。

市民参加情報入手方法

・広報わこう

・和光市HP

・市内掲示板

・Twitter

・LINE

LINE
和光市公式
アカウント

市民参加手続きマニュアル

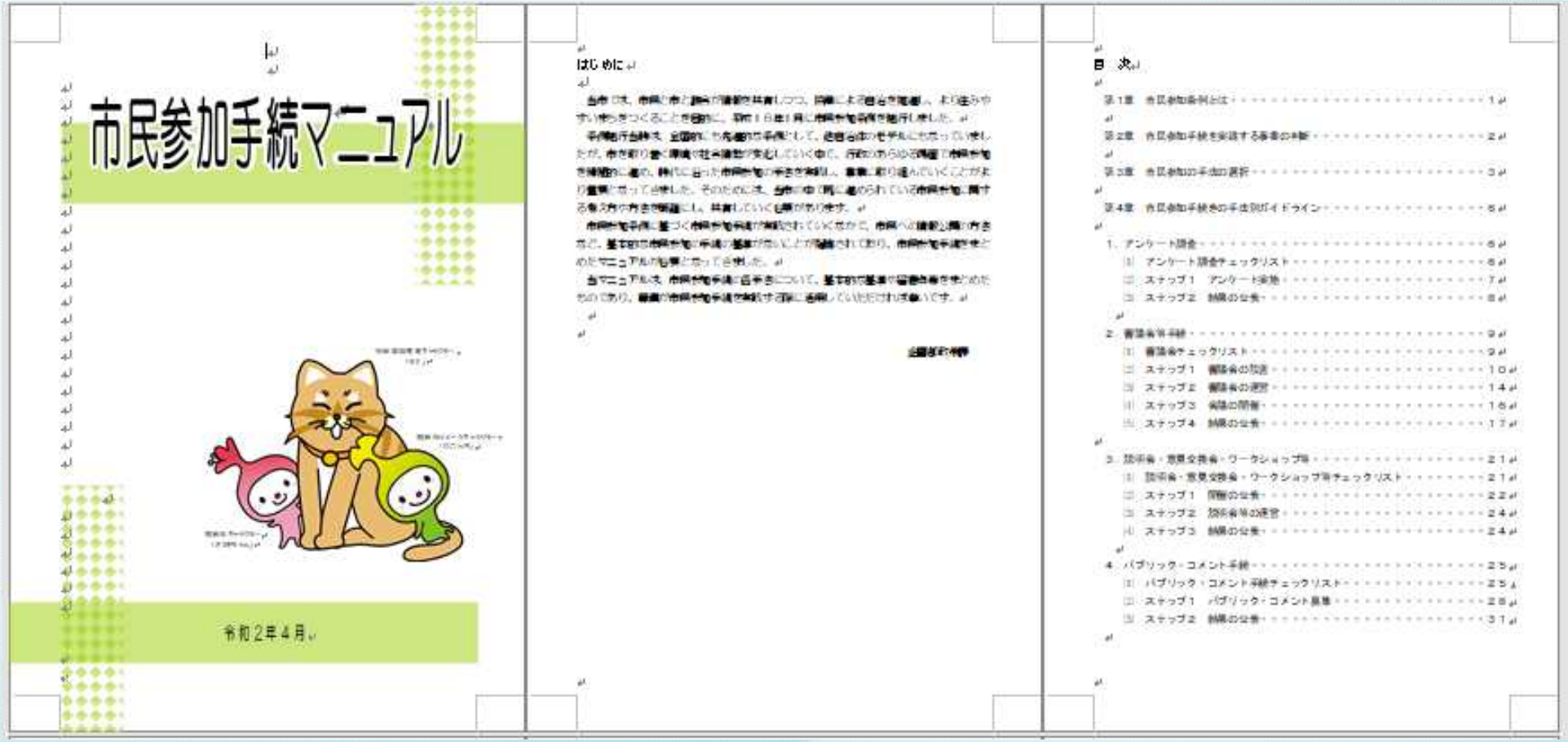

市民参加手続マニュアル

令和2年4月

はじめに

目　次

第1章　市民参加条例とは……1
第2章　市民参加手続を実施する事業の判断……2
第3章　市民参加の手法の選択……3
第4章　市民参加手続きの手法別ガイドライン……5
1．アンケート調査……5
(1)　アンケート調査チェックリスト……6
(2)　ステップ1　アンケート実施……7
(3)　ステップ2　結果の公表……8
2．審議会等手続……9
(1)　審議会チェックリスト……9
(2)　ステップ1　審議会の設置……10
(3)　ステップ2　審議会の運営……14
(4)　ステップ3　会議の開催……16
(5)　ステップ4　結果の公表……17
3．説明会・意見交換会・ワークショップ等……21
(1)　説明会・意見交換会・ワークショップ等チェックリスト……21
(2)　ステップ1　開催の公表……22
(3)　ステップ2　説明会等の運営……24
(4)　ステップ3　結果の公表……24
4．パブリック・コメント手続……25
(1)　パブリック・コメント手続チェックリスト……25
(2)　ステップ1　パブリック・コメント募集……26
(3)　ステップ2　結果の公表……31